

【資料4】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和8年1月30日

【議題4】

漁業権の免許及び変更等について（諮問）

水振第702号
令和8年1月30日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

漁業権の免許及び変更等について(諮問)

令和7年12月1日付けで鹿児島海区漁場計画の一部を変更し、免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり漁業権の免許及び変更の申請がありましたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条及び第86条第2項並びに第76条第3項で準用する第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、漁業権の条件について、別紙のとおり変更したいので、併せて貴委員会の意見を求めます。

漁業権の免許及び変更等について

1 漁業権の免許及び変更の申請について

(1) 漁業権の免許

①鹿共第77号及び第566号（羽島漁協解散に伴う共同漁業継続のための新規免許）

申請者：鹿児島県漁業協同組合

住 所：鹿児島市城南町37番地2

内 容：別添免許内容のとおり

②鹿特区か第35～37号（バスケット式カキ養殖にチャレンジするための新規免許）

申請者：山川町漁業協同組合

住 所：指宿市山川福元6717番地

内 容：別添免許内容のとおり

(2) 漁業権の変更

鹿特区魚第43号（クロマグロ養殖における赤潮対策のための漁場区域拡大）

申請者：甕島漁業協同組合

住 所：薩摩川内市里町里3527番地1

内 容：別添免許内容のとおり

2 免許の要件について

(1) 免許についての適格性（漁業法第72条第2項第1項及び第2号）

関係地区において年間90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯うち組合員の割合が2/3以上

県漁協 : 37/38人 (97.4%)

漁業又は労働に関する法令を遵守し、暴力団員等でないこと等

山川町漁協：要件に合致。

※ 甕島漁協は漁業権の変更のため該当せず

(2) 漁業権の取得又は変更に係る総会決議状況（水産業協同組合法第50条）

特別議決事項（正組合員が半数以上出席し、出席者の2/3以上が賛成）

県漁協 : 総会出席状況 296人/332人 決議状況 295人/296人

山川町漁協：総会出席状況 42人/47人 決議状況 41人/42人

甕島漁協 : 部会出席状況 37人/41人 決議状況 36人/37人

3 条件の変更について

上記区画漁業権の変更に伴い、くろまぐろ養殖におけるいけす（8m×8m）の台数及び面積の最高限度を調整するため、以下のとおり条件を変更する。

(1) 鹿特区魚第43号（172台増，11,004㎡増）

旧：236台

（ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（15,079㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。）

新：408台

（ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（26,083㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。）

(2) 鹿特区魚第44号（172台減，11,004㎡減）

旧：539台

（ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（34,465㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。）

新：367台

（ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（23,461㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。）

※ くろまぐろ養殖においては、天然種苗における年間活込尾数を平成23年よりも増加させないよう漁業法第66条第2項に基づく農林水産大臣指示（農林水産省指令7水管第2180号）があり、本県では天然種苗と人工種苗の区画漁業権を分け、前者のいけす台数及び面積に上限を設けている。

4 今後のスケジュール

3月1日 漁業権の免許又は変更及び漁業権行使規則認可
漁業権の条件変更に係る指令書の発出
漁業権行使開始

1. 鹿 児 島 海 区

(1) 共 同 漁 業

漁 場 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 区 地
鹿 共 第 77 号	第 1 種 共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " "	いちき串 木野市羽 島及び薩 摩川内市 土川地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部) 基点2 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島の境界の基点標石) 点ア N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点イ N 31° 42' 49" E 130° 11' 28"	な し	いちき串 木野市羽 島
	第 2 種 共同漁業	磯建網漁業 雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				

(つきいそ漁業)

漁 場 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 区 地
鹿 共 第 566 号	第 3 種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 羽島崎沖 合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	な し	いちき串 木野市羽 島

(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
鹿特区 魚第43号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12 月31日	薩摩川内 市上甕町 中甕倉妻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" N 31° 49' 38" E 129° 51' 28" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16" N 31° 49' 44" E 129° 51' 16"	別紙-1	236台 408台	薩摩川 内市上 甕町
	団体漁業権							

別紙-1 (天然種苗 鹿特区魚第43号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀
(8メートル×8メートル 正方形) 236408台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積 (~~15,07926,087~~ m²) を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

ク かき養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別						
鹿特区 か(垂) 第35号 (新設)	第1種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川成川崎 辺田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 50" E 130° 38' 09" 点イ N 31° 12' 45" E 130° 38' 12" 点ウ N 31° 12' 35" E 130° 37' 56" 点エ N 31° 12' 39" E 130° 37' 51"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	指宿市 の旧山 川町の 地区
	個別漁業権						
鹿特区 か(垂) 第36号 (新設)	第1種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川岡児ヶ 水地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 26" E 130° 35' 33" 点イ N 31° 10' 24" E 130° 35' 36" 点ウ N 31° 10' 14" E 130° 35' 29" 点エ N 31° 10' 16" E 130° 35' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	指宿市 の旧山 川町の 地区
	個別漁業権						
鹿特区 か(垂) 第37号 (新設)	第1種 区画漁業	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川岡児ヶ 水地先	点ア, 点イ, 点ウ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 01.3" E 130° 35' 28.8" 点イ N 31° 10' 00.15" E 130° 35' 29.5" 点ウ N 31° 9' 59.4" E 130° 35' 28.1"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	指宿市 の旧山 川町の 地区
	個別漁業権						

(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

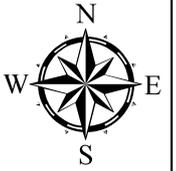
漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
鹿特区 魚第44号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12 月31日	薩摩川内 市上甕町 桑の浦妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点エ N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点カ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点キ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ク N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	別紙-1	539台 367台	薩摩川 内市上 甕町
	団体漁業権							

別紙-1 (天然種苗 鹿特区魚第44号)

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀
(8メートル×8メートル 正方形) 539367台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(34,46523,461 m²)を超えない
範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。



鹿共第9号

薩摩川内市

いちき串木野市

羽島漁協解散に伴う共同漁業継続
のための新規免許
(鹿児島県漁協が免許申請予定)

鹿共第77号

鹿共第566号

鹿共第16号

鹿共第506号

0

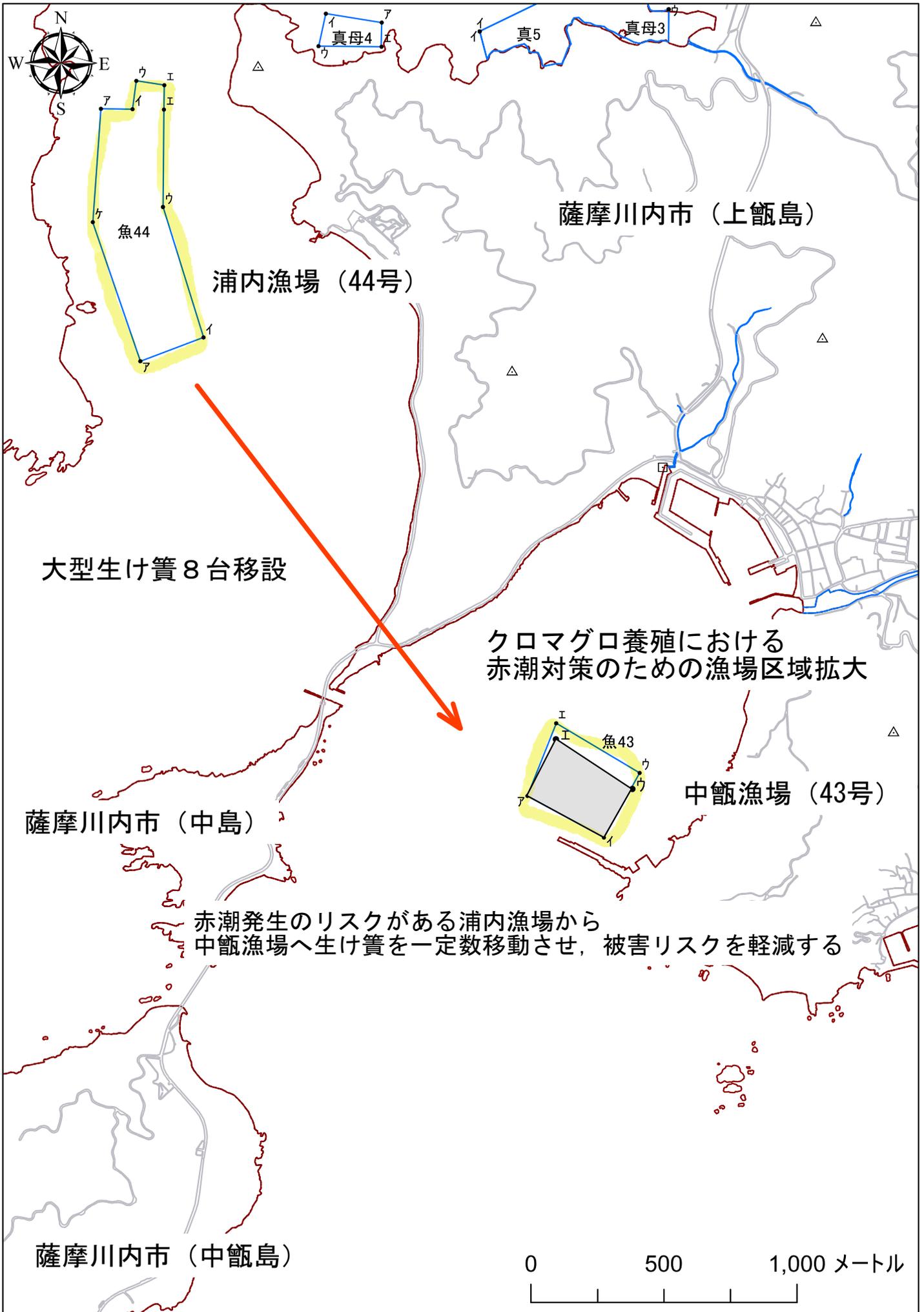
2,500

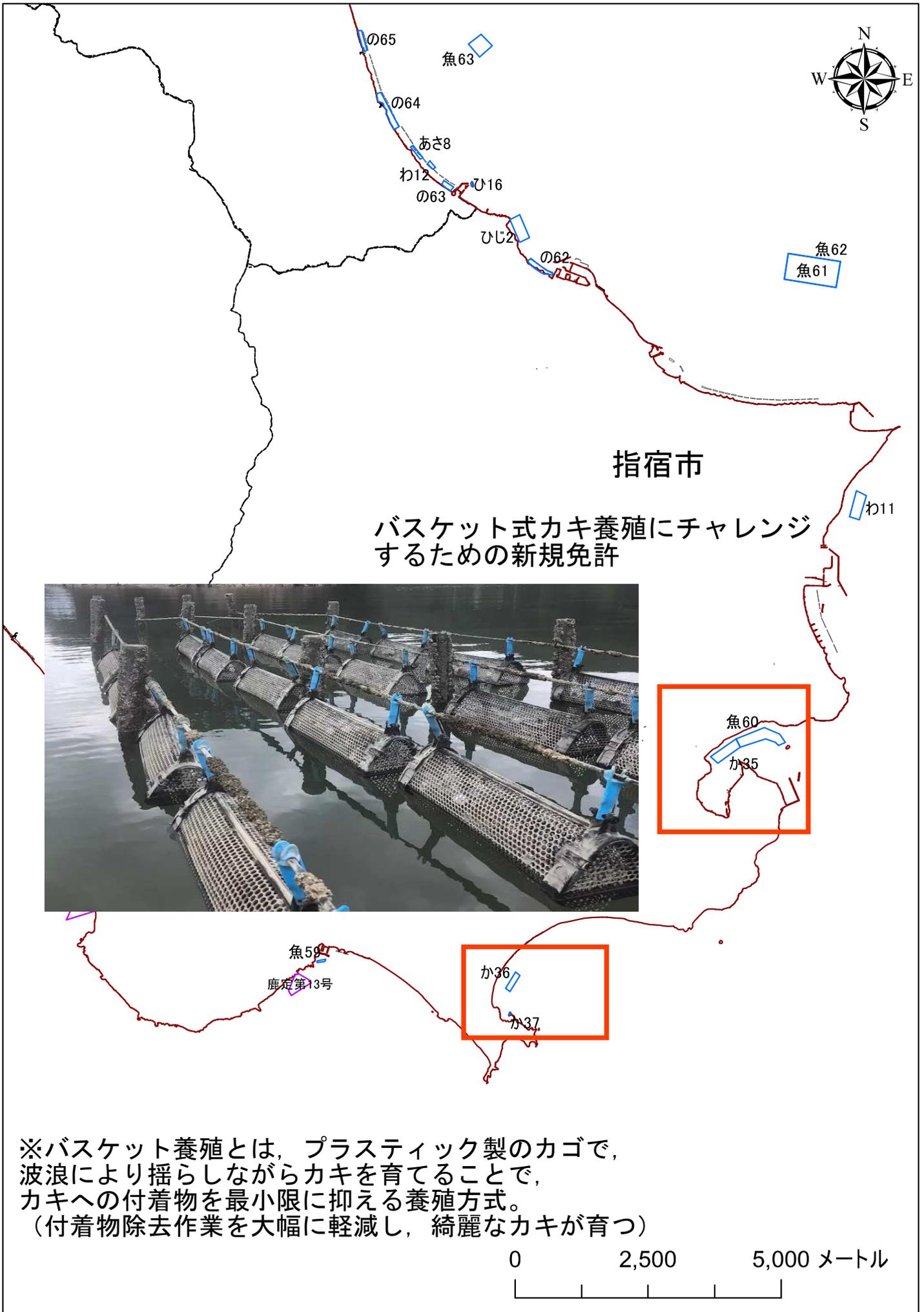
5,000メートル

鹿共第504号

鹿共第17号

鹿共第502号





○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号） （抜粋）

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（漁業権の分割又は変更）

第七十六条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。

3 第一項の場合においては、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

（漁業権の条件）

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3・4（略）

漁業法逐条解説 （抜粋）

第八十六条

2 第2項

都道府県知事が漁業権に条件を付けようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない（第2項）。

免許後の事情の変化により、いったん付けた条件を変更することについては、明文の規定はないが、これが新たな条件の付加とみなせる場合は、海区漁業調整委員会の意見を聴くべきである。また、条件の廃止とみなせる場合には、行政行為の附款という条件の法的性質を踏まえ、明文の規定はなくとも都道府県知事はこれを行えると解されるが、第2項や第4項との規定の関係上、海区漁業調整委員会の意見を聴くことが望ましい。

○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号） （続き）

（免許についての適格性）

第七十二条 （略）

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 （略）

二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4～8 （略）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） （抜粋）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三の二 （略）

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 （略）